

[事案 2022-72] 転換契約無効請求

・令和5年2月8日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成16年6月に契約した学資保険（転換前契約）と平成18年8月に契約した学資保険（転換前契約）を、各々、平成22年12月に終身保険（契約①②）に転換し、平成23年1月に契約した学資保険（転換前契約）を、平成25年6月に終身保険（契約③）に転換したが、以下等の理由により、契約①②③への転換を無効とし、契約①②③と転換前契約の保険料の差額を支払ってほしい。

- (1)募集人から、「よい保険がある」「学資保険と同じ」「学資保険を兼ねる」と言われて転換したが、説明が誤っていた。
- (2)募集人の説明は、転換前契約と同じ保険であると勘違いさせるものであり、保険料が増えることの説明もなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書を用いて、本契約が学資保険とは異なる保険種類であることを正しく説明している。
- (2)設計書補助資料には、見直し前後の保障内容や保険料がどのように変更されるかを明確に記載している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。